

令和5年第6回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年6月15日 開会

令和5年6月15日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和5年第6回教育委員会定例会

令和5年6月15日（木）
午後4時30分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第28号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年6月分）について
報告第29号 放課後学習の状況について
報告第30号 奨学金の収納状況について
報告第31号 令和4年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について
- 5 議案審議
議案第11号 新十津川町議会定例会議案（新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定）に同意することについて
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（4名）

久保田 純 史
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人
高 桑 祥 代

○ 欠席委員（1名）

荒 山 直 人

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	加 藤 和 仁
学校教育グループ長	戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和5年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎加藤主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、5月31日から本日6月15日までです。6月3日、今年度より現行の学習指導要領に基づき、教育内容全体を見直した結果、午前のみで開催とした新十津川小学校運動会に久保田教育長が出席しております。6月6日、社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会を指定管理者としている新十津川町農村環境改善センターの愛称看板除幕式が行われ、久保田教育長が出席しております。愛称については72通の応募があり、「みらいえ」に決定いたしました。6月9日、216冊の本を借りると借りた本の記帳がいっぱいになる読書通帳について、1,080冊の本を借り、その読書通帳5冊を記帳した小学5年生に対し、教育長より表彰を行いました。6月10日、青少年健全育成のつどい兼町PTA連合会研究大会が開催され、小学生4人、中学生4人、高校生1人の作文発表のほか、「戦争とテロといじめに僕らは本で立ち向かう」と題した砂川市のいわた書店代表取締役岩田徹様による講演が行われました。なお、作文発表を行っていた児童生徒の中から最優秀賞に選出されました。最優秀賞に選出された中学生は、7月14日、砂川市で開催される少年の主張空知地区大会に出場いたします。6月12日、経済文教常任委員会が開催され、今月完成予定の北海道新十津川農業高等学校の現地視察に経済文教常任委員とともに久保田教育長が参加いたしました。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第28号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年6月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校につきましては異動ありません。小学校全体で320人の在籍でございます。中学校は、1年生女子が1人増で31人、1年生の計54人、中学校全体で160人の在籍で1人増です。小学校320人、中学校160人、合わせて480人の在籍です。特別支援につきましては異動ございませんでした。以上、報告第28号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第28号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第28号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第28号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年6月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第29号放課後学習の状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。令和4年度新十津川中学校放課後学習サポートの出席状況の表をご覧ください。まず放課後学習につきましては、平成29年から導入しており、毎週月曜日を部活動の休養日と位置づけ、その時間帯を利用して学習の機会を設けております。これにより学習の習慣づけにつなげていくことを目的としてございます。令和4年度の実施回数は延べ17回で193人が出席しております。学年別では、1年生が106人、2年生が51人、3年生が36人でございます。1回当たりの出席状況の数字を申し上げますと、1年生が6.2人、2年生が3人、3年生が2.1人で、全体では1回当たり11.4人の生徒が参加しているという状況でございます。カッコ内の数値につきましては、令和3年度の状況でございます。以上、報告第29号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第29号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第29号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第29号放課後学習の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第30号奨学金の収納状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。年度別収納状況等の表をご覧ください。この表につきましては、奨学金の収納状況について、平成25年度分から本年度分までの償還の開始年度別の表でございます。令和5年6月1日現在の状況でございます。令和4年度分までで未償還額はございません。令和5年度分につきましては、償還件数28件、償還額7,179,800円、償還計画に基づく5月までの償還済額は637,900円で、未償還額、6月以降に償還頂く額につきましては6,541,900円でございます。以上、報告第30号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第30号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第30号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第30号奨学金の収納状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第31号令和4年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書9ページをお開き願います。内容につきましては、報告第31号別紙としまして、10ページから11ページに各施設の利用状況を載せてございます。こちらの表は、施設ごとの過去3か年度の月別の利用状況と使用料を集計した表でございます。網かけの部分が令和4年度の数値となります。令和2年2月末より新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う影響を受け、令和3年度は、コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言

発令が2回のほか、町内で感染者数が増加したことによる公共施設の休館等の対応をしておりましたが、令和4年度はその影響による休館等もすることなく、1年を通じ施設利用ができた状況でございます。施設が多くございますので、利用状況について主なものについてご説明をいたします。まず農村環境改善センターでございますが、令和3年5月から改修工事のため一般貸出を休止しておりましたが、令和4年10月15日にリニューアルオープンし、以後、一般利用が開始となっております。年間利用者数は2,968人でございます。令和3年度との比較では、2,213人増加しておりますが、こちらの表には載っておりませんがコロナ禍前の令和元年度との比較では11,987人の減少となっております。なお、令和元年度につきましては、陶芸まつりを改善センターの屋内で開催したことで6月に3,507人と増加、利用者が増加している状況でございます。次に総合健康福祉センターゆめりあにつきましては、ゆめりあホール、多目的ホール、会議室等の全体の利用者数となりますが、年間利用者数は45,453人となっております、令和3年度との比較では19,564人増加しております。令和元年度との比較では1,876人の増加となっております。こちらは、コロナ感染対策を施した上で各種行事が行われるようになったことが増加の要因であると考えられます。次に開拓記念館につきましては、年間利用者数は1,098人となっております、コロナによる休館が無かったこと、休館日を月曜日のみとしたことで、令和3年度との比較では822人増加しております。次に図書館の本の年間貸出冊数は、64,180冊となっております、令和3年度との比較では8,102冊増加してございます。次にスポーツ施設につきましては、スポーツセンターから11ページ中段のふるさと公園サッカーコートまでの施設については、ほとんどの施設の年間利用者数は、令和3年度より大きく増加しております、令和元年度の年間利用者数に近い数値となっております。なお、11ページ中段のふるさと公園テニスコートにつきましては492人減少しております。これは、令和3年度に滝川市のテニスコートの改修が行われていたことから、滝川市内の中学生の利用が多かったことから、令和3年度についての要因と考えられます。次にそっち岳スキー場の年間リフト利用回数については236,806回と、予定どおりオープンできたことで、令和3年度との比較では47,703回増加してございます。最後にかぜのびの年間利用者数、561人となっております、令和3年度との比較では250人増加しております。令和元年度の年間利用者数に近い数字となっております。以上、報告第31号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第31号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第31号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第31号令和4年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第11号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校

等通学費助成に関する条例の制定) に同意することについて事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書13ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規程により、議会に議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。町議会に提出する議案につきましては、別紙のとおりとしまして14ページをお開きください。こちらは、高等学校等遠距離通学費助成事業がこの3月末で終了したことから、内容を見直し継続する形で新たに制度化するものでございます。条例の内容でございますが、第1条は目的を規定しておりまして、高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成することにより、高等学校等への就学を支援し、もって教育の充実を図るために本条例を制定するものでございます。第2条につきましては、通学費の助成要件を規定しております。第3条、助成金の額は、通学定期券購入費から規則で定める額を控除した額とし、1か月当たりの助成金額の上限額は、生徒1人につき15,000円とするものでございます。なお、規則で定める額につきましては、町外の最も近距離の高校である滝川西高校、役場からですと約3kmへ、そちらへの通学定期代の額、また北海道中央バスの滝川近郊路線の最低乗降区間1か月の通学定期券購入費7,200円としてございます。この額はすべての保護者に負担していただくこととするものでございます。第4条につきましては、助成対象期間で、生徒が通学する高校等の修業年限を限度とするものでございます。第5条は、交付を受ける場合は、町長に申請しなければならない旨を規定、第6条は、助成金の交付の決定までを規定してございます。第7条につきましては、助成金の交付の方法は、規則で定める旨を規定しております。附則の第1項は、本条例は公布の日から施行するとし、令和5年4月1日から適用するものでございます。第2項は、令和9年3月31日限りで効力を失うこととし、令和8年度までの4年間の時限立法としてございます。第3項及び第4項は令和9年3月31日限りで終了となりますが、その時点で高校生である者は、それ以降も在学している間は本条例を適用する旨を規定してございます。本条例制定案につきましては、本委員会の同意をいただいたのち、6月28日開会の町議会第2回定例会に提案するものでございます。なお、本条例案の施行日が交付の日から施行としておりますので、町議会での議決予定日であります6月30日が条例の施行日となる予定でございます。本条例の施行規則につきましては、4月1日に遡及して適用とすることにしてしているため、施行規則も条例施行日と同日としなければなりません。現在、内容を精査していること及び条例案が議決制定後の教育委員会審査を経る必要があるため、施行規則につきましては、6月30日付けで教育長専決をさせていただき、7月の定例教育委員会にて報告、上程させていただくこととしてございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時00分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員